

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

別記 1 のとおり。

## 2 入札等に関する事項

公告 2 から 4 のとおり。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、本書等について疑義がある場合は、別記 5 により、質問を受け、その質問への回答は、愛媛県立川之石高等学校ホームページに掲載して行うものとする。ただし、入札後、本書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札の日時及び場所  
別記 2 のとおり。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
  - ア 件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所（法人の場合は、主たる事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、氏名（法人の場合は、商号又は名称並びに代表者の職名及び氏名。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は、入札の損害に対する責めを負わないものとする。
- (7) 入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めた年額を見積もるものとする。なお、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその

代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。
- (9) 開札は、入札参加者又はその代理人が立ち会って行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (10) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(9)の職員以外の者は入室することができない。
- (11) 代理人による入札及び開札の立ち会いを行う場合には、代理人は、入札会場において開札開始前に入札権限に関する委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場を退場することはできない。
- (13) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (14) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務の入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (15) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、2回を限度として再度の入札を行うものとする。3回の入札に落札者がいない場合は、入札を打ち切り、随意契約により2回を限度として希望者から別紙様式による見積書を徴する。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出することにより申し出るものとする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (18) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (19) 入札書は、1件ごとに1通を作成し、封入のうえ提出すること。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札見積金額に予定数量を乗じた額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金にかわる担保を納付しなければならない。

- ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は代理権限がない者がした入札書
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたもの（関与した全ての入札が無効となる）
- (3) 入札参加者又はその代理人が他の入札参加者の代理をして入札したもの（関与した全ての入札が無効となる）
- (4) 入札書及び委任状において、件名に重大な誤りがあるもの
- (5) 入札書及び委任状において、記名、件名その他必要な記載事項を確認できないとき
- (6) 入札書において、入札金額の記載がない、又は不明瞭なもの
- (7) 入札書において、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (8) 本人が入札する場合で入札参加者本人の氏名がない又は判然としないもの若しくは、代理人が入札する場合で入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (9) 入札金額を訂正した入札書
- (10) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印がないもの
- (11) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した入札書
- (12) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (13) 再度の入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (14) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しないもの
- (15) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最底の価格でもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者の決定を行うこととする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札

金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1以上の額とする。  
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 8 契約書の作成

- (1) 契約は予算の執行が可能になる日（令和6年4月1日）に行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添契約書（案）及び別添仕様書等のとおり。

## 10 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089) 912-2156

## 11 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属及び所在地は、別記中3のとおり。
- (2) 入札参加者又はその代理人が、本件委託業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件委託業務は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

## 別記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県立川之石高等学校校舎警備業務委託
- (2) 委託内容等  
別添仕様書のとおり。
- (3) 委託期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 入札方法  
1年間に要する価格で行う。

### 2 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所  
日時 令和6年3月27日(水) 午前10時00分  
場所 愛媛県八幡浜市保内町川之石 1-112  
愛媛県立川之石高等学校 第2応接室
- (2) 開札  
開札は、即時開札とする。

### 3 契約担当者

- (1) 契約担当者 専門員 仲本 哲也
- (2) 所属 愛媛県立川之石高等学校
- (3) 所在地 愛媛県八幡浜市保内町川之石 1-112
- (4) 電話 (0894)36-0550

### 4 事前に提出する書類等

- (1) 提出する書類  
ア 入札参加者に必要な資格を証する書類  
・入札参加資格確認申請書  
・公告2に掲げる資格を証する書類  
イ 入札(契約)保証金免除申請書(希望者)
- (2) 提出場所  
愛媛県立川之石高等学校 事務室  
〒796-0201  
愛媛県八幡浜市保内町川之石 1-112  
電話(0894)36-0550
- (3) 提出期限  
令和6年3月25日(月) 午後4時45分

### 5 本書等に係る質問及び回答

- (1) 受付期間  
令和6年3月13日(水)から3月19日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時45分までをいう。)

(2) 受付方法

別紙様式による質問票を持参、郵送、電子メール、ファクシミリ等で5(3)まで提出すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

愛媛県立川之石高等学校 事務室

〒796-0201

愛媛県八幡浜市保内町川之石 1-112

ファクシミリ：(0894)36-1994

(4) 質問への回答

受付期間中に受け付けたものについて、質問者が特定されないようにして、令和6年3月21日(木)までに愛媛県立川之石高等学校ホームページに掲載して行う。